

令和8年度

文京区議会総務区民委員会 視察報告書



ニセコ町役場にて
令和8年7月7日（火）・8日（水）

視察概要

1 視察日程

令和8年7月7日(火)・8日(水)

2 目的及び視察先

- (1) 「防災道の駅」として広域的な防災拠点機能を持つ施設に関する取組」の調査・研究

視察先:ニセコビュープラザ

- (2) 「ニセコ町まちづくり基本条例の制定経緯と活用等に関する取組」の調査・研究

「にこっとBUS(ニセコ町デマンドバス)」に関する取組」の調査・研究

視察先:ニセコ町役場

- (3) 「文京ゆかりの文人有島武郎の「相互扶助」からなる住民自治のまちづくりに関する取組」の調査・研究

視察先:有島記念館

3 視察参加者

委員長 白石 英行

副委員長 金子 てるよし

委員 田中 香澄

委員 名取 顕一

委員 浅田 保雄

委員 海津 敦子

委員 山本 一仁

同行 横山 尚人(企画政策部広報戦略課長)

随行 高橋 裕美(区議会事務局議事調査担当主査)

随行 菅波 節子(区議会事務局議事調査担当主査)

「防災道の駅」として広域的な防災拠点機能を持つ施設に関する取組」に関する調査・研究

1 視察先

ニセコビュープラザ(北海道ニセコ町)

2 視察日時

令和8年7月7日 15時00分から16時00分まで



▲ニセコビュープラザ 視察資料より

3 視察先概要

道の駅ニセコビュープラザは、ニセコ市街地およびニセコ山系への入口にあたり、国道5号と主要道道が交差する交通の要衝に位置している。広域的な集客力を活かした「ニセコ町の情報発信基地」および「地域産業活性化の拠点」としてニセコ町が主導して整備し、年間60万人以上の来訪者が利用する地域振興の中心施設である。1997年(平成9年)4月に建設省(現・国土交通省)より「道の駅」として正式登録された。

4 視察先事業内容

(1) 「防災道の駅」の選定と位置づけ

同施設は、広域的な防災拠点機能を有する施設として、2021年(令和3年)6月に国土交通省より「防災道の駅」に選定された。ニセコ町内で災害が発生または発生する恐れがある場合の「指定緊急避難場所(一時避難場所)」に指定されているほか、広域災害時には応急対策を円滑に進めるための「防災拠点自動車駐車場」に指定されている。災害発生時には広域応急対策車両等のスペースを確保するため、一般車両の利用を禁止・制限する運用が定められている。

(2) 備蓄・衛生設備および防災トイレシステム

災害時の自律的・継続的な避難所・拠点機能を維持するため、救助・避難生活に必要な48種類の機材・資材、AED、移動式給水タンク等を常備する防災備蓄倉庫に加え、太陽光発電装置および自律型浄化システムを搭載し、商用電源や上下水道といった既存インフラが途絶した停電・断水時にも独立して使用可能で、災害時は移動式水洗トイレや更衣室として、平時は更衣室部分をバス待合室として多目的に有効活用される防災用コンテナトイレが設置されている。

また、下水道直結貯留型防災トイレおよび下水道直結型マンホールトイレを三位一体として整備した災害用トイレ配管システムも備え、大規模地震等で下水道本管が破損・遮断した場合は地下タンク(貯留型)へ即座に切り替えることで約3日間の連続使用を可能とするなど、高度な備蓄・衛生設備が整備されている。



▲災害用トイレコンテナを見学

災害用トイレ配管システム 下水道直結貯留型の使い方



▲配付資料より▼

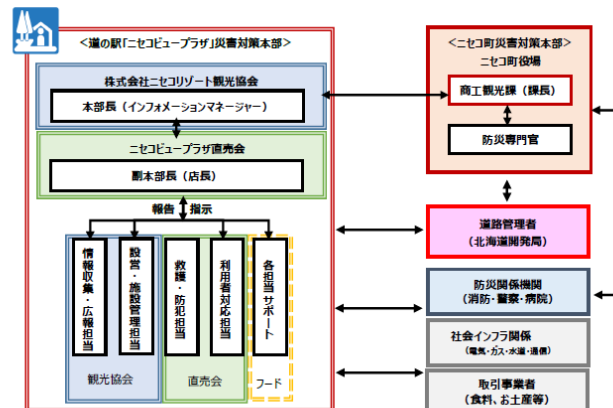


図 3-3 施設管理・運営体制（災害時）

道の駅防災資機材の一例



施設の整備・管理主体

記号	施設名	管理主体	整備主体	備考
A	情報プラザ棟	ニセコ町	ニセコ町	市町村振興補助事業（北海道） 一般財源（ニセコ町）
B	フリースペース棟 （直売コーナー）	ニセコ町	ニセコ町	ビジネス緊急支援事業（農水省） 一般財源（ニセコ町）
C	トイレ棟	ニセコ町	ニセコ町	市町村振興補助事業（北海道） 一般財源（ニセコ町）
D	駐車場	ニセコ町	北海道 開発局	道路事業

5 質疑応答

Q1 道の駅運営会社の株式会社化について

観光協会を株式会社化し、町 50%・民間 50%の出資とした経緯は。

- A 従来の観光協会では新たな事業展開に限界があったため株式会社化され、行政だけでなく地域全体で運営する考えから、町と地域事業者が 50%ずつ出資し、株主はホテル、飲食店、建設業など町内の幅広い事業者で構成されている。

Q2 防災道の駅で想定している災害について

防災道の駅ではどのような災害を想定しているのか。

- A 大規模災害を想定した施設ではないが、主な役割は観光客が災害時に一時避難する場所であり、町民の避難は町内各地区の避難所を基本としている。

Q3 農産物直売所について

農家組合とはどのような組織か。

- A JAではなく、生産者が自主的に直売を行う組織であり、当初は 5 戸程度の無人販売から始まったが現在は約 60 戸が参加し、農産物直売所の年間売上は約 3 億 1,000 万円に上り、観光物産とは客層が異なり地域住民の利用も多い。

Q4 防災トイレの容量について

防災トイレはどの程度利用できるのか。

- A 利用人数ではなく約 3 日間の使用を想定し、汚水を一定量ためて水で流す仕組みで、一時避難を前提としている。

Q5 トイレのガラスコーティングについて

ガラスコーティングを採用した理由は。

- A 建物の老朽化が進んでおり、建替えか移転を検討中で大規模改修は難しいため、最低限の費用で清潔さを維持するためにガラスコーティングを実施した。

Q6 災害時の指揮命令系統について

災害時は誰が指揮を執るのか。

- A ニセコ町と連携しながら受託事業者であるニセコリゾート観光協会が現場対応を行い、BCPに基づきインフォメーションマネージャーが本部長となり、町と情報共有しながら運営する。

Q7 北海道胆振東部地震(ブラックアウト)の対応について

実際の災害対応ではどのような状況だったか。

- A 夜間から施設点検を実施し、役場担当者と携帯電話で連絡を取り対応するとともに、避難者には発電機を使用して携帯電話の充電サービスを提供するなど、現場判断で柔軟に対応した。

Q8 災害対応は委託契約に明記されているか

災害対応は委託契約に含まれているのか。

- A 細かな災害対応までは契約に規定されていないものの、施設管理者として協力することを前提に対応している。

Q9 地域住民との防災連携について

地域住民も参加した防災訓練を行っているのか。

- A 住民参加の訓練は実施していない。北海道開発局、町職員、施設管理者等で機材操作を含めた訓練を過去3回実施している。

Q10 農産物直売所の在庫管理について

農家との情報共有はどのように行っているか。

- A レジ販売データがリアルタイムで生産者へ送信される ICT を活用した効率的な直売システムとなっており、売れ行きを見て各生産者が追加納品を判断している。

【質疑で見えたこと】

防災道の駅であっても、観光客の一時避難が主な役割であり、長期避難や物資備蓄の中心施設ではない。災害対応の実務は BCP に基づき受託事業者が担う点が特徴。

町・国・受託事業者の役割分担が整理されている。

農産物直売は ICT を活用したリアルタイム在庫管理により、高い売上につながっている。

建物更新は約 10 億円規模となる見込みで、老朽化対策と将来の移転・建替えを見据えながら最低限の修繕で運営している。

「まちづくり基本条例に関する調査・研究」

1 視察先

北海道ニセコ町

2 視察日時

令和8年7月8日 9時 30 分から 10 時 45 分まで



3 視察先概要

▲視察資料より ニセコ町まちなみ

- (1) 人 口:5,370 人 (令和7年国勢調査)
- (2) 世帯数:2,899 世帯(令和7年国勢調査)
- (3) 面 積:197 km²(山手線内側面積の3倍)

田畑 28.35 km²、宅地 2.38 km²、山林原野 132 km²

- (4) 人口推移

日本の多くの地方自治体が深刻な過疎化に直面する中、ニセコ町は人口の微増(維持)傾向が続いている。1990 年(平成 2 年)の 4,511 人を底に増加へ転じた。世界的なスノーリゾートとしての発展に伴い、国内外からの移住者や子育て世代、リタイヤ層、そして外国人居住者が増えたことが要因である。

- (5) 基幹産業

「観光業」と「農業」の 2 本柱。

観光業(第 3 次産業):ニセコアンヌプリの良質なパウダースノーを目当てに、国内外から多くの観光客が訪れます。町の雇用者数の約 3 割、付加価値額の約 6 割を「宿泊業・飲食サービス業」が占めており、地域経済の柱となっている。地名:「ニセコ」はアイヌ語で、「深山にあって川岸にかぶさるように出ている崖」の意味。

4 視察内容

- (1) ニセコ町まちづくり基本条例の策定経緯

北海道ニセコ町のまちづくり基本条例は、1990 年代後半からの町民・行政・研究者による住民参加の実践を制度化するため、2001 年 4 月に施行された。制定の背景には、行政への不信感、住民の意見表明機会不足、行政と住民の情報格差という課題意識があり、「町長が替われば参加の仕組みがなくなる」「行政に意見を伝える方法が分からない」といった住民の声から、住民自治を支える恒常的制度の必要性が共有された。

町は1994年以降、情報共有に努めたが、当時の取組は町長の方針に依存し継続性に課題があった。住民主体のまちづくりには、行政と住民が情報を共有し、政策形成に住民が参画できる仕組みが不可欠との認識が広がり、条例化の機運が高まった。

1997年頃から条例の必要性が議論され始め、1998年には公的な検討が開始。1999年には札幌地方自治法研究会が試案を検討し、ニセコ町職員も参加。町内でも勉強会やシンポジウムで理念が議論された。2000年に試案が完成すると、町職員・公募町民が精査し、議会も勉強会を重ね、町民説明会やパブリックコメントで広く意見を収集。丁寧なプロセスを経て、2000年12月に可決され、2001年4月に施行された。

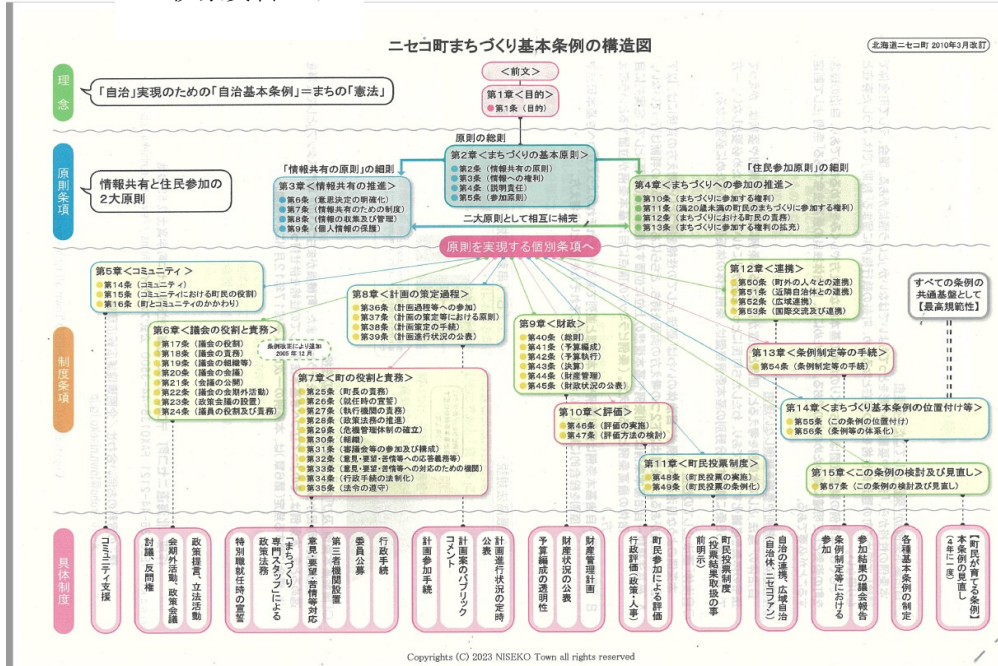
(2) ニセコ町まちづくり基本条例とは

ニセコ町まちづくり基本条例は、住民自治を町政運営の中心に据えることを目的とした、自治の基本法として制定された。この条例の理念は「町民が主役であること」を明確にし、「行政は住民の意思を尊重し、協働してまちづくりを進めること」を明確にしている。住民自治を実現するためには、行政と住民が対等な立場で議論できる環境が不可欠であるとの認識に基づき、その基盤として「情報共有」を特に重視している点が大きな特徴である。

「情報共有の章」では、行政に対し、政策形成の各段階で必要となる情報を積極的に公開し、住民が町政を正確に理解し、自らの判断に基づいて行動できるよう義務付けている。具体的には、予算や計画、事業評価などの情報を分かりやすく提供することが求められ、住民が行政と同じ情報量を持つことで、真に対等な議論が可能になるという理念が深く反映されている。

続く「住民参加の章」では、町民が政策形成のあらゆる段階に参画できる実効性のある仕組みを整備することを定めている。町民懇談会、パブリックコメント、住民協議会といった多様な参加手法を活用し、計画策定から実施、そして評価まで一貫して住民が関わることを保障している。特に重要なのは、行政が住民の意見を尊重し、その反映状況について丁寧に説明する責任を負っている点である。さらに「協働の章」では、行政と住民、そして企業や団体がそれぞれの役割を認識し、連携してまちづくりを進めることを規定している。これは、行政だけが地域の課題をすべて担うのではなく、関係者が一体となって課題を共有し、解決に向けて力を合わせる姿勢を制度として明確に位置づけるものである。

加えて、本条例はPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)を取り入れ、まちづくりの取り組みを継続的に評価し、改善していく仕組みを導入している。行政による評価に加え、住民参加による評価を重視することで、町民と行政がともにまちづくりを「育てる」という意識を醸成している。ニセコ町まちづくり基本条例は、情報共有と住民参加を軸に、住民主体の自治を制度として保障するための総合的な枠組みであり、日本の自治基本条例の先駆けとして高く評価されている。



(3) 議論の過程

ニセコ町の「まちづくり基本条例」は、日本で初めての試みであったため、完成に至るまでには行政・議会・住民の間で激しい議論や慎重論、明確な反対意見が存在した。当時は「日本初」の条例だったため、役場内、町議会、そして住民からも様々な反対意見や警戒感が寄せられた。

主な論点は以下の 4 点。

① 行政・職員側の「白紙発言」への恐怖と懸念

それまでの行政は「決定案を住民に説明する」のが普通で、「情報をすべて開示して一緒に考える」という新しいスタイルに対し、「行政が選択肢(たたき台)を示さずに『白紙』から住民会議を始めたら、收拾がつかず、大混乱するのではないか」「住民から行政の怠慢だと責められる」と職員側に強い業務上の不安や戸惑いがあった。

②議会側の「二元代表制への侵害」という反発

議員から、住民参加の手続きばかりが優遇され、議会のチェック機能や政策決定権が軽視されるのではないかと政治的・法的な警戒感から、「住民が直接町政に口を出す仕組みを強めすぎると、町民から選ばれた代表である『議会』の存在意義や権限が薄れてしまう」という根強い反対意見も存在した。

③「声の大きい住民」の主導主義への懸念

住民参加を権利として明記することに対し、結局、役場の会議に集まれるのは時間のある人や、声の大きい一部の住民だけではないか。サイレントマジョリティの意見が無視され、偏ったまちづくりとなり、かえって地域の分断を生むのではないかという平等性の観点からの批判意見が出された。

④ 首長の政治姿勢に対するアレルギー

「当時の逢坂町長による『パフォーマンス(スタンドプレー)』ではないか」「現首長の政治的理想に町全体が付き合わされている」

(4) 議論の継続と相互理解

斬新な改革を進める首長への支持・不支持の対立がそのまま条例への賛否に繋がり、保守派の議員や住民を中心に「何でも反対」という政治的な反発も生まれた。ニセコ町はこれらの反対の声を無視せず、「条例自体に、議会の役割も明記しよう」「いつでも変えられるように、4年に1回必ず見直すルールにしよう」と条例内に組み込むことで合意形成を図ってきた。住民から「行政はもっと主導権を発揮して引っ張るべきだ」と言われることもあったが、あえて行政が口を出しすぎないことで、住民が当事者意識を持つ文化を育ててきた。

▼ニセコ町 HP より



▼ニセコ町役場にて説明を受ける様子



5 質疑応答

Q1 ニセコ町がこの条例を必要としたという流れについて説明してほしい

A 町長が住民参加と情報共有を進める方針を掲げ、もっと知りたいことしの仕事を発行したり、まちづくり基本条例等より、町長から議論の場、調整を重ねた。初めは反発もあったが、今までの取り組みもある中で、町民たちの連携で意識が変わり、気運が高まり、最終的に条例制定まで至った。

Q2 住民が先に情報を知っているとあったが、住民の代表である議会の役割はどのようなのか

A 駅前の公共温泉「綺羅乃湯」は、議会・住民・地域・観光関係者が議論を重ねて建設した。財政難の中で意見を出し合い身の丈に合った施設にしようと決定した。過程そのものが重要で、議会は最終決定を担う役割を果たした。

Q3 ニセコ町に関する様々な会議体においての人選は？対象や制限は決めているのか

A 町民講座や会議は、意見のない人や賛成の人は参加しにくく、参加者の偏りが課題である。町は参加を制限せず広く開いているが、最終的な決定は町長と議会が担い、町民意見として受け止めている。

Q4 ニセコ町の政策決定過程までの文書記録等、文書管理規則はどのようなになっているか

A ファイリングというシステムがあり、文書について何年保存するかを決めている。本当に重要なものは、長期保存、あるいは30年、10年と決めており、そうした文書の保存年数は文書管理規則で定めている。会議録についても基本的に議事録を取り、決裁をちゃんと作成して残していくという点は徹底して行っているところです。

Q5 町民予算提案事業1%予算など、直接町民が参加する仕組みはどんなものがあったか

A 委員会で1%の予算をどういう風に使いますという意見を伺うというものがあつた。子供向けの事業について何個か行つた。決定過程、委員会を通してやつたが、1%予算を使うに該当するものなのかというのもあったりして、現在は休止している。

直接参加する仕組みとしては、11月頃、すべての町内会に町長や担当課長がお邪魔して、みなさんの意見や要望を直接膝を合わせて聞く機会を作っている。いただいた意見や要望は、まちづくりや予算づくりに生かしている。

Q6 住民との情報共有等とあったが、情報公開請求は来るか、どう活かされているか伺う

A 情報公開請求は、年に数件程度。膨大な請求がある場合もある。町民からだったり、大学の先生が研究で使いたいという場合もある。SNSへの対応、AIの対応とかもある。そういった時代の変化の中でしっかりと対応していく。

即日公開、日にちは決まっているか。

Q7 外国人対応について国勢調査と住民基本台帳の人口の差など

A 外国人の出入国により、冬と夏の人口の差が大きい。冬は働き手で人口が増えるが、夏場に一気に帰国してしまうため、国勢調査の時期は人口が少ない。交付税の算定にかかわってくるので、極力反映させるように対応している。

「にこっと BUS(ニセコ町デマンドバス)」に関する取組の調査・研究」

4 視察内容

(1) 事業の概要

一般的な路線バスとは異なり、基本的に事前の予約により運行する新しい形態のバスである。通常は予約のあった複数の利用者を乗せるため、乗り合いでの利用形態となる。また、どの利用者にも大きな不便を与えることのない経路をシステムで選定して運行している。

平成 24 年 10 月まで町内を走るシャトルバスが運行されていた。5 便運行して年間 5,300 万円使っていたが、朝と下校時だけで、それ以外に利用者が少なかったので、効率的に運用し、1 便(早朝)はスクール客が多いのでこれまで通り運行し、ほかの便は利便性向上のためにオンデマンドバスに移行した。

5 質疑応答

Q1 利用方法の流れ、予約締切時間、配車困難時の対応、キャンセル規定はどうなっているか

- A 今までは、電話予約しかなかったが、今年の 3 月から WEB 予約が可能になった。
その結果、電話が繋がらないといった苦情は減ってきている。
また、オペレーターの負担が少なくなってきた。今は 3 割くらいの方が WEB 予約を利用している。
予約は利用希望日の 8 日前から利用したい時の 30 分前まで受け付けている。
2 台のハイエースで運行しているので、希望に応えられない時もあるので、その場合は 4 日前までに連絡欲しい。
キャンセルについては 30 分前には連絡欲しいが、忘れる方もあるのでその場合は、集合場所にいない場合は、そのまま出発する。

Q2 シャトルバスとオンデマンドバスの運営費用と利用料はいくらか

- A かかっている費用は 5,300 万円程度、以前の運営とそんなに変わっていない、効率的に運用したいということで運行方法を変更した。運行は外注でまかなっている。
2 台では足りないと思う時もあるが、年間で利用実績をならすと 2 台でよいというところ。
8 人乗りの車両で運行。利用料は 200 円である。

▶視察資料より



「有島記念館に関する調査・研究」

1 視察先

北海道ニセコ町 有島記念館

2 視察日時

令和8年7月8日 11時00分から12時00分まで



▲有島記念館 有島武郎像

3 視察先概要

白樺派の作家・有島武郎は、ニセコ町にあった小作制農場を「相互扶助」の精神で1922年に無償解放し、土地共有とした。これを記念して1949年に初代有島記念館が開設され、1978年に町営となっている。館内には、有島農場の開拓から解放に至る歴史を伝える写真や書簡、書類が展示されている。有島の作品を読む機会が少なくても、その功績が忘れ去られないよう、記念館として後世に伝えられている。

4 視察内容

(1) 有島武郎について

有島武郎は明治11年小石川に生まれ、札幌農学校で新渡戸稲造に学び、貧しい子女の教育に尽力している。米国留学を経て母校で教鞭をとり、「白樺」同人として活動。大正12年6月、軽井沢で波多野秋子と情死した。

(2) 相互扶助について

地域には、記念館の前身組織解散後も「相互扶助の精神」が強く根付いている。町長や職員と住民はまちづくり懇談会で政策を議論し、水源問題や工場誘致などの課題に関しても、住民は「自分事」として積極的に関与。学校や家族を通じてこの精神を継承することで、人口が少ない町における相互扶助が、地域を支える基盤となっている。

記念館はこの精神を培う地域活性化に貢献しており、ニセコ町など4町と連携し「しりべしミュージアムロード」を毎年開催。今年は「音」をテーマに共同展示やスタンプラリーで周遊観光を促進し、地域全体の活性化を図っている。

昨年の入館者数は1万6,000人を達成し、コロナ禍以前の水準を上回った。この好調の主な要因は、冬場の閑散期に大規模な集客に成功した「キッズパーク」の導入にある。未就学児とその保護者、祖父母を主な対象とするキッズパークは、以前の施設の課題であった不便さを解消し、利便性と良好な環境を提供することで高い評価を得た。博物館としての展示室開放には当初議論があったものの、強いニーズが確認された。キッズパークは、将来的な来館者増加や有島への

理解促進、夏の観光客とは異なる層の誘致、そして地域活性化への寄与が期待され、今年度も冬の開催が計画されている。



▲有島記念館前



▲有島記念館内を見学する様子

5 質疑応答

Q1 記念館の年間予算と企画展に関する予算額と年間予定回数、また、資料購入費、資料維持の経費、学芸員(文学専攻)数と雇用形態(正規・非正規)を伺う。

A 年間予算額は、約 4,300 万円(1年間の企画展に関するおおよその予算総額は、約 580 万円)

記念館の年間事業費は、講師謝礼 70 万円、高騰するチラシ印刷費 80 万円、作品輸送料 40 万円、広告宣伝費 40 万円、新聞折込代 100 万円、絵画公募展 80 万円で構成。企画展は年 4～5 回開催し、特に冬季キッズパークは温かい遊び場として好評で、有島武郎作品の認知機会に貢献する。年間 30 万円で資料購入(有島書簡、鉄道資料)。維持経費の光熱費 700 万円は LED 化済み。学芸員は正規1名と会計年度任用職員2名で運営している。

Q2 有島武郎の「相互扶助」の思想の内容、無償解放された農場経営の軌跡(戦前)と戦後の歩みがニセコ町の地域コミュニティにどのように根付き、生かされてきたと捉えているか。

A 終戦後に農民たちの団体は解散し、当時から続けている農家は数えるほどだが、地域のつながりは続いている。毎年開催される「まちづくり懇談会」では町長や課長、地域の人が集まり町の政策や暮らしについて意見を出し合っている。日常会話のなかにも「相互扶助の精神でね」との言葉が出てくる。これは町の基本条例の全文を把握していなくても、有島記念館や有島武郎のことを知らなくても、核となった考え方は家族、町民の暮らしの中で度々語られ、脈々と続いている。

Q3 有島記念館と他の自治体の連携状況について

A しりべしミュージアムロード…毎年開催している4町(ニセコ町、倶知安町、岩内町、共和町)で同時開催する展覧会。共同のテーマを1つ決めそれに準じた展示を行う。スタンプラリーを実施しており夏の観光客周遊を促している。

薩摩川内市は有島武郎の父・有島武の出身地であり、有島記念館の姉妹館「川内まごころ文学館」。資料の貸し借り、企画の巡回、講演会の出向などを行っている。

視察を終えての感想

ニセコのまちづくりについて

委員長 白石 英行

ニセコ町は全国で初めてまちづくり基本条例を制定した自治体であり、本区では4年後の平成17年に「文の京」自治基本条例が制定された。四半世紀を経過したニセコ町民のニーズや人口動態など変化が見られる中で、その経過及び現状を調査した。町民人口は約4,500人であり、概ね安定した人口規模の中、高齢化率が25%を超えている。外国人数は平成18年以降増え500人前後で冬期に倍増する傾向がある中、まちづくり基本条例についての近年の改正では、成年年齢や多様性などであり、大筋には変更はない。課題は町民への浸透を図ることで、本区においても浸透に努める必要性を改めて感じた。



ニセコビュープラザ「防災道の駅」は、国土交通省が平成9年に設置し、その地の利から平成26年に北海道で初めて地域活性化拠点として整備され、令和3年に防災システムを取り入れ北海道で初めて能登半島地震において有用性が確認された防災用コンテナ型トイレの設置がされ、(株)ニセコリゾート観光協会が運営されており、更なるニセコ町との連携が期待される。

にこっとバスは、高齢者の足として利用されており、より充実したサービスが展開できるように期待をしております。

有島武郎記念館では、私も知らなかった文京区水道生まれの文人について理解を深めると共に、記念館を利用した芸術の発信や地域の場の提供の活用がなされており、本区でも実施できないか今後検討していきたい課題を得ることができた。

視 察 を 終 え て

副委員長 金子 てるよし



1997年に観光と地域産業振興の拠点として開設されたビュープラザは当初、農家5戸で始まった農産物の無人販売所が、今は農家60戸の組合での直売コーナーに発展し札幌含む半径10km 圏から集客し、干し芋等、加工品含む年間売上は物販の1.5億円を上回る3.1億円に達する。ニセコの農家は1998年の225戸から2020年には132戸へと4割減だが、農業出荷額23億円(R5)に対しビュープラザでの販売は地域経済に貢献となっていることが窺え、改修・更新を通じて農業と経済、防災の拠点の役割が期待される。

基本条例は情報共有と住民参加を2大原則とし、当初予算「説明書」の全戸配布や町民講座、シンポジウムで要求反映に取り組む実践が続けられている。背景の一つに有島武郎による農地解放の「相互扶助」の精神があるとの解説を受け、町民の会話に現れる「相互扶助の精神で」との言葉は基本条例に息づき、住民が主人公の実現へ住民の体験の尊重が重要と感じる。

「相互扶助」の気風をニセコに根付かせる上で役割を果たした有島武郎は労働者階級出身でない知識人的な作家である江口渙、小川未明、宮本百合子の3人と共に、社会の底辺に生きる人々を共感的に描いた「初期プロレタリア文学」の作品群を 1910 年～1920 年前後に残したと位置づけられている(日本プロレタリア文学集第1巻 初期プロレタリア文学集一 P475「解説」祖父江昭二)。

有島武郎に係る若干の論評は、宮本顕治『『敗北』の文学』の冒頭で芥川龍之介の死にまつわる“解明”に先立つ若干の考察として記されているが、初期プロレタリア文学を残した4人の作家のうち3人と、有島武郎の死後6年目に雑誌「改造」の懸賞論文で第一席入選を果たした『『敗北』の文学』の著者がいずれも文京区で学びあるいは生活して、今に残る足跡を残していることの事績を住民自治の観点でとらえ直す機会をいずれ改めて持ちたいと思う。

視 察 を 終 え て

田中 香澄



今回、道の駅ニセコビュープラザへの視察を通じて、平時は年間 60 万人以上が訪れる地域振興・観光の拠点でありながら、災害時には自律的に機能する高度な「防災拠点」へとシームレスに切り替わる先進的な工夫を直接確認することができ、大変貴重な視察となった。都心部に位置し、防災用地の確保に制約がある文京区においては、平時の賑わいや利便性を損なうことなく、いざという時に避難所や防災拠点として即座に機能する「フェーズフリー（平時・災害時双方で役立つ）」の発想が欠かせない。本区の防災計画等の取り組みの参考にしたい。

また、全国に先駆けて制定された「ニセコ町まちづくり基本条例」では、「情報の共有」と「住民参加」を基本原則とし、行政側が持つ情報を極力オープンにし、施策の初期構想段階から町民と共有・議論するプロセスを大切にしていた。文京区が直面する様々な地域課題の解決には、形式的な説明会を超えた「真の対話と協働」が必要だ。行政が区民の想いをしっかりと受け止め、区民も共に力を合わせて行動するニセコ町で培われた「相互扶助の精神」を本区の施策に息づかせ、誰もが誇りを持てる魅力あふれる文京区を区民の皆様と共に創り上げていきたい。

ニセコ町を訪れて

名取 顕一

まちづくり基本条例を全国に先駆けて 2001 年に制定した北海道ニセコ町を訪問した。自治基本条例は、当時の町長の「住民参加」と「情報共有」を町のあらゆる仕事を進める上での基本ルールと定め、これに基づき町民一人ひとりが自ら考え、行動する「真の住民自治」を目指すまちづくりを現在も進めている。町民講座や講演会、シンポジウムは 30 年続いており、230 回開催され、声を聞く努力を続けている。その結果街路整備や様々な施策に生きている。時代の変化に応じて 4 年を目安に改正をしている。こうした取り組みは、町長が変わっても条例であれば保障されている。



今は当たり前に見えるこうした施策も先駆的に取り組んだことに敬意を表する。

町立有島記念館では、文京区生まれの文人有島武郎の「相互扶助」の考え方がその基本となっていることが理解できた。

ニセコビュープラザ「防災道の駅」では、災害時に広域な後方支援拠点と位置付けられており、平時と有事のフェーズフリーの施設運営を確認した。

オンデマンドバスについては、文京区とはスケールが違うが、その考え方は得るものが大きかった。今回の視察が今後の区政運営に生かせるように考えていきたいと思う。

視 察 を 終 え て

浅田 保雄



ニセコ町の視察を受け入れていただいたことに感謝します。

ニセコ町を訪問し、まちづくり基本条例について直接説明を受けたことで、同町が掲げる「住民主体の自治」が単なる理念ではなく、日常の行政運営に深く根づいていることを強く実感しました。特に印象的だったのは、住民参加と情報共有をまちづくりの中心に据える姿勢です。行政が持つ情報を積極的に公開し、町民が政策形成の初期段階から関われるよう制度化している点は、他自治体と比べても際立っています。

説明の中で、行政と住民が「同じ情報を共有し、対等な立場で議論することが自治の出発点である」という考え方が繰り返し示され、これがニセコ町のまちづくりの根幹を支えていると感じました。

また、住民参加の仕組みが単なる意見聴取にとどまらず、計画策定・実施・評価の各段階に組み込まれている点は高く評価できます。町民懇談会やパブリックコメントだけでなく、住民協議会など多様な参加の場が整備され、行政がその意見をどのように反映したかを丁寧に説明する姿勢は、住民の信頼を生む大きな要因となっていました。こうした取り組みは、住民が「自分たちの町を自分たちでつくる」という意識を持つうえで極めて重要であり、自治の未来像を示すものだと感じました。

今回の訪問を通じて、ニセコ町のまちづくり基本条例は、単なる制度ではなく、住民と行政が協働し続けるための文化として機能していることを深く理解しました。住民参加と情報共有を徹底する姿勢は、他自治体にとっても大きな示唆を与えるものであり、今後の文京区の協働協治の推進にあたり、地域づくりのモデルとなり得ると感じました。

「情報なくして議論なし」—ニセコ町で見つけた自治の原点

海津 敦子

文京区が「開かれた区政」を目指して自治基本条例を制定してから22年。

私はこれまで、施策の決定過程や情報公開のあり方を議会で何度も質疑してきました。そのたびに、「理念はあるのに、なぜ実際の区政につながらないのだろう」と、どこか腑に落ちない思いを抱いてきました。

その理由が、視察で出会ったニセコ町まちづくり基本条例を読んで、ストンと腑に落ちました。



ニセコ町は、「情報なくして議論なし」を自治の原則に掲げ、行政情報を「町民共有の財産」と位置付けています。

そして、住民参加を「行政が決めた後に意見を聞くこと」ではなく、「十分な情報を共有した上で、住民が判断の過程に参加すること」と明確に定義しています。

一方、文京区の自治基本条例にも情報公開や区民参画は掲げられていますが、具体的な仕組みは行政の運用に委ねられています。

その結果、情報公開では、以前なら公開されていた内容まで黒塗りとなり、会議に出席した課長の氏名さえ明記されない事例も出ています。

これは、「開かれた区政」からの後退ではないでしょうか。これでは、区民は行政を十分に検証し、対等に議論することはできません。

「情報なくして議論なし」。

この自治の原点に立ち返り、文京区の自治基本条例を時代に合わせて見直し、情報公開と住民参加が実質的に保障される「開かれた区政」を実現していきます。

ニセコ町に学ぶ

山本 一仁

総務区民委員会の行政視察として、北海道ニセコ町を訪問させていただきました。

調査項目としては、防災、まちづくり基本条例、オンデマンドバス、文学記念館等、3箇所4項目についてです。中でも、文京区の自治基本条例のお手本ともいえる、ニセコ町まちづくり基本条例は、全国的にも有名で、当時の逢坂誠二町長が2001年に導入したもので、全国初の自治基本条例でもあります。

今回の調査では、2005年に制定された文京区自治基本条例と、ニセコ町のまちづくり基本条例の違いやブラッシュアップの度合いなどを中心に質疑が交わされました。

ニセコ町では、徹底した情報公開と住民参加の町政が現在でも全国トップクラスで、予算編成過程を公開したり、町民に対して予算の1%の用途を自由に決めてもらう町民予算提案事業も、他自治体では例のない取組みも確認させていただきました。

本区においても、自治基本条例が制定されて20年以上が経過する中で、時代に即した内容に見直すことも踏まえ、何れにしても出来ること出来ないことを良く見定めながら、本区としての自治基本条例をブラッシュアップして行ければと思わせて頂きました。

